

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款 目次

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金の支払い・保険料の払込免除

第2条 死亡保険金の支払い
第3条 高度障害保険金の支払い
第4条 保険金の支払いに関するその他の事項
第5条 保険金の受取方法の選択
第6条 保険料の払込免除
第7条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 保険金を支払わない場合・保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）

第8条 死亡保険金を支払わない場合
第9条 高度障害保険金を支払わない場合
第10条 保険料の払込みを免除しない場合

4. 告知義務、告知義務違反による解除、取消しおよび無効

第11条 告知義務
第12条 告知義務違反による解除
第13条 告知義務違反による解除を行わない場合
第14条 詐欺による取消し
第15条 不法取得目的による無効

5. 重大事由による解除

第16条

6. 保険料の払込み・保険契約の失効

第17条 保険料の払込み
第18条 保険料の払込方法（経路）
第19条 保険契約の失効
第20条 保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い
第21条 保険料の前納および一括払い

7. 保険契約の復活

第22条

8. 保険契約者の住所等の変更

第23条

9. 契約内容の変更

第24条 保険金の減額
第25条 払済保険への変更
第26条 保険期間および保険料払込期間の変更

第27条 保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）の変更

第28条 通知による保険金の受取人の変更

第29条 遺言による保険金の受取人の変更

第30条 死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

第31条 保険契約者の変更

10. 保険契約の解約・解約返戻金額

第32条 保険契約の解約

第33条 解約返戻金額

第34条 債権者等による解約の効力等

11. 社員配当金

第35条 社員配当金の割当て

第36条 社員配当金の支払い

12. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第37条

13. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第38条 年齢の計算

第39条 年齢および性別の誤りの処理

14. 請求手続き

第40条

15. 保険金等の支払いの時期・場所等

第41条

16. 時効

第42条

17. 契約内容の登録

第43条

18. 保険料の一部一時払いの特則

第44条

19. 特則

第45条 保険契約を更新する場合の特則

第46条 年齢および性別の誤りの処理の取扱いの特則

別表1 対象となる高度障害状態表

別表2 対象となる障害状態表

備考

別表3 対象となる不慮の事故

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期

第1条

- ① 会社は、保険契約の申込みを承諾した場合には、次のいずれか遅い時から保険契約における責任を負います。
1. 第1回保険料を受け取った時^[1]
 2. 告知が行われた時
- ② 会社の責任開始の日を「契約日」とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。^[2]
- ③ 保険契約の申込みに対する承諾の通知は、保険証券^[3]の発行^[4]により行います。

2. 保険金の支払い・保険料の払込免除

第2条（死亡保険金の支払い）

次表に定めるところにより、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

1. 支払理由	被保険者が保険期間中に死亡したとき ^[1] に支払います。
2. 支払額	死亡保険金額を支払います。

第3条（高度障害保険金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、高度障害保険金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が、責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に高度障害状態（別表1）になったときに支払います。 ^[2]
2. 支払額	死亡保険金額と同額を支払います。

- ② 前項にかかわらず、保険期間の満了後に被保険者が高度障害状態（別表1）になった場合でも、保険期間満了の日における被保険者の状態が次の条件をすべて満たすときは、保険期間満了の日に高度障害状態（別表1）になったものとみなして高度障害保険金を支払います。
1. 保険期間満了の日において、その状態の回復の見込みのないことが明らかでないことにより、高度障害保険金の支払理由に該当しなかったとき
 2. 保険期間の満了後も引き続きその状態が継続しているとき
 3. 保険期間の満了後にその状態の回復の見込みのないことが明らかになったとき
- ③ 第1項にかかわらず、被保険者が、責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に高度障害状態（別表1）になったとき^[3]は、次に定めるところによります。
1. 保険契約の締結の際^[4]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において

補 則 欄

第1条補則

- [1]第1回保険料がクレジットカード決済等により払い込まれる場合は、会社が実際に第1回保険料を受け取る前の会社所定の時を「第1回保険料を受け取った時」とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。
- [2]別段の定めがある場合を除きます。
- [3]保険証券および保険証券とともに交付する書面には、保険契約を締結した日（保険証券を発信した日をいいます。）を記載しません。
- [4]保険契約の締結の際に限り発行します。

第2条補則

- [1]公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。

第3条補則

- [1]保険契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2]責任開始期前からの障害に、第1項第1号に定める原因による障害が加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係のない場合に限りません。
- [3]第2項により、被保険者が保険期間満了の日に高度障害状態（別表1）になったものとみなすときを含みます。
- [4]保険契約が復活された場合には、最後の復活の際とします。

異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ④ 高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）になった時から保険契約は消滅します。
- ⑤ 第1項にかかわらず、保険契約者および死亡保険金受取人^[5]が同一法人の場合には、高度障害保険金をその法人に支払います。

第4条（保険金の支払いに関するその他の事項）

- ① 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
- ② 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払い後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第5条（保険金の受取方法の選択）

保険契約者^[1]は、保険金^[2]を一時金で受け取る方法に代えて、年金で受け取る方法またはすえ置いて受け取る方法を選択することができます。^[3]

第6条（保険料の払込免除）

- ① 次表に定めるところにより、保険料の払込みを免除します。

1. 保険料の払込免除の理由	被保険者が、責任開始期 ^[1] 以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、障害状態（別表2）になったとき ^[2] は、保険料の払込みを免除します。
2. 払込免除の対象	保険料の払込免除の理由が発生した後に到来する払込期月に対応する保険料 ^[3] を対象とします。

- ② 保険料の払込みを免除した後は、払込期月の契約日の応当日^[4]ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
 - 1. 保険金の減額
 - 2. 保険期間および保険料払込期間の変更
 - 3. 保険料の払込方法（回数）の変更

第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

- ① 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表1）になった場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表1）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、保険金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。
- ② 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態（別表2）になった場合に、これらの理由により障害状態（別表2）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、保険料の払込みを免除しません。



第3条補則

[5]死亡保険金の一部の受取人を含めます。

第5条補則

[1]保険金の支払いの際は、保険金の受取人とします。

[2]保険金とともに支払われる金銭を含みます。

[3]保険金額が会社の定める金額以上であることその他の会社の定める条件を満たす場合に限りま

第6条補則

[1]保険契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。

[2]責任開始期前からの障害に、第1項第1号に定める原因による障害が加わって障害状態（別表2）に該当したときを含みます。

ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害の間に因果関係のない場合に限りま

[3]払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込免除の理由が発生した場合は、その払込期月の保険料を含みます。

[4]応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。

- ③ 死亡保険金を支払わないときは、保険料積立金^[1]を保険契約者に支払います。

3. 保険金を支払わない場合・保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）

第8条（死亡保険金を支払わない場合）

- ① 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、死亡保険金を支払いません。
1. 自殺。この場合、責任開始の日^[1]から起算して3年以内の死亡に限ります。
 2. 保険契約者の故意^[2]
 3. 死亡保険金受取人の故意。^[3] ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- ② 死亡保険金を支払わないときは、保険料積立金^{[4][5]}を保険契約者に支払います。ただし、前項第2号によるときは支払いません。

第9条（高度障害保険金を支払わない場合）

被保険者が次のいずれかにより高度障害状態（別表1）になったときは、高度障害保険金を支払いません。

1. 被保険者または保険契約者の故意
2. 被保険者の犯罪行為

第10条（保険料の払込みを免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより障害状態（別表2）になったときは、保険料の払込みを免除しません。

1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

4. 告知義務、告知義務違反による解除、取消しおよび無効

第11条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、会社が告知書で質問した保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第12条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、保険契約を将来に向かって解除することができます。
- ② 保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項により保険契約を解除することが



第7条補則

[1] 「保険料積立金」とは、保険金等を支払うために保険料の中から積み立てておく金銭をいい、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数（保険料年1回払・年2回払契約の場合は、その払込年月数に応じた経過年月数）により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

第8条補則

- [1] 保険契約が復活された場合には、最後の復活の際の復活日とします。
- [2] 第1号に該当する場合を除きます。
- [3] 第1号または第2号に該当する場合を除きます。
- [4] 「保険料積立金」とは、保険金等を支払うために保険料の中から積み立てておく金銭をいい、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数（保険料年1回払・年2回払契約の場合は、その払込年月数に応じた経過年月数）により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
- [5] 第1項第3号の場合は、支払わない死亡保険金に対応する保険料積立金とします。

できます。この場合には、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[1] ただし、保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 本条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第13条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条による保険契約の解除を行いません。
 - 1. 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 - 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 - 5. 保険契約が責任開始の日^[1]から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、高度障害保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生し、その理由について解除の原因となる事実がある場合は、保険契約が責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

第14条（詐欺による取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払いもどしません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払いもどしません。

5. 重大事由による解除

第16条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者、被保険者 ^[1] または死亡保険金受取人が、保険金 ^{[2][3]} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[4] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この保険契約の保険金 ^[3] の請求に関し、その保険金の受取人 ^[5] が詐欺行為 ^[4] をしたとき



第12条補則

[1]すでに保険金を支払っていたときは保険金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第13条補則

[1]保険契約が復活された場合には、最後の復活の際の復活日とします。

第16条補則

[1]死亡保険金については、被保険者を除きます。

[2]死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

[3]保険料の払込免除を含みます。

[4]未遂を含みます。

[5]保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。

3. 反社会的勢力	<p>保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>イ. 反社会的勢力^[6]に該当すると認められること</p> <p>ロ. 反社会的勢力^[6]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>ハ. 反社会的勢力^[6]を不当に利用していると認められること</p> <p>ニ. 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[6]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>ホ. その他反社会的勢力^[6]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p>
4. 前号までと同等の事由	<p>保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき^[7]</p>

- ② 保険金の支払理由^[8]が生じた後でも、会社は、前項により保険契約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[8]による保険金^[9]の支払い^[3]を行いません。^[10]
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 本条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。^[11]

6. 保険料の払込み・保険契約の失効

第17条（保険料の払込み）

- ① 保険料の払込期月および猶予期間は、払込方法（回数）に応じて、次表に定めるところによります。

払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
月払い	契約日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで
年2回払い	契約日の半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の
年1回払い	契約日の年単位の応当日の属する月の初日から末日まで	契約日の月単位の応当日まで ^[1]

- ② 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回払込方法（経路）にしたがい、払込期月内に払い込んでください。

第18条（保険料の払込方法（経路））

- ① 保険契約者は、次表のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、保険料月払契約については、第2号の払込方法（経路）は取り扱いません。

1. 持参扱い	会社の本社または会社の指定する場所に持参して払い込む方法
2. 送金扱い	金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法
3. 集金扱い	会社の派遣した集金担当者に払い込む方法 ^[1]
4. 口座振替扱い	会社の指定する金融機関等の口座振替により払い込む方法
5. 団体扱い・集団扱い	所属団体または集団を通じ払い込む方法 ^[2]



補 則 欄



第16条補則

- [6] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [7] 例えば、この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が、その特約または保険契約の重大事由によって解除されること等により、第4号の事由に該当することがあります。
- [8] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [9] 第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号イからホまでに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。
- [10] すでに保険金を支払っていたときは保険金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- [11] 第1項第3号により保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項を適用して死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない死亡保険金に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第17条補則

- [1] 払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

第18条補則

- [1] 保険契約者の指定した集金先が、会社の取扱地域内にある場合に限りです。
- [2] 所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。

6. クレジットカード扱い 会社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- ② 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込みがないときは、猶予期間内に前項第1号の払込方法（経路）または会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
- ③ 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込みの保険料があるときは、その保険料の払込みがあった後に払込期月の保険料を集金します。
- ④ 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、会社の承諾を得て、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、第1項第1号の払込方法（経路）または会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第19条（保険契約の失効）

猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。この場合、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第20条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）

- ① 払込期月に対応する保険料が払い込まれた後に、保険契約の消滅等^[1]が発生した場合は、次に定めるところによります。

- 1. その払込期月の契約日の応当日の前日までに保険契約の消滅等^[1]が発生したときは、その払込期月に対応する保険料^[2]を保険契約者^[3]に払いもどします。
- 2. その払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等^[1]が発生したときは、その払込期月に対応する保険料^[2]については、次表に定めるところによります。^[4]

イ. 保険料月払契約	払いもどしません。
ロ. 保険料年1回払・年2回払契約	その払込期月に対応する保険料 ^[2] から、経過月数 ^[5] 分の保険料 ^[2] を一括して払い込んだ場合の保険料相当額 ^[6] を差し引いた金額を保険契約者 ^[3] に払いもどします。

- ② 払込期月に対応する保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険金の支払理由等が生じた場合は、次に定めるところによります。

- 1. 保険金の支払理由が生じたとき
未払込みの保険料^[7]を保険金から差し引きます。
- 2. 保険料の払込免除の理由が生じたとき
猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料^[7]を払い込んでください。払込みのないときは、保険料の払込みを免除しません。

第21条（保険料の前納および一括払い）

- ① 保険料年1回払契約において、保険契約者は、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。

- 1. 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- 2. 保険料前納分として領収した前納保険料は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
- 3. 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、次期以後の保険料に順次充当します。



第20条補則

- [1] 保険契約の解約等による保険契約の消滅または保険料の払込免除をいい、保険金の減額の際の減額部分については、消滅したものと取り扱います。
- [2] 保険金の減額の際には、減額部分に対応する保険料とします。また、保険料の払込みを免除した後に、払い込まれたものとして取り扱う保険料を除きます。
- [3] 保険金の支払いの際は、保険金の受取人とします。
- [4] 第1回保険料（一時払保険料を除きます。）についても、これに準じて取り扱います。
- [5] その払込期月の契約日の応当日から起算して保険契約の消滅等が発生した日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合または起算日と保険契約の消滅等の発生日が同一の日の場合は、これを1か月と数えます。
- [6] 第21条（保険料の前納および一括払い）第2項を適用したものと計算される保険料相当額をいいます。
- [7] 保険料年1回払・年2回払契約の場合で、保険契約の消滅または保険料の払込免除の理由が生じたときは、その払込期月に対応する保険料から第1項第2号ロの払いもどす金額を差し引いた金額とします。

4. 保険料の払込みを要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、保険契約者^[1]に払いもどします。
- ② 保険料月払契約において、会社の定める保険料の払込方法（経路）であるときに限り、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
1. 一括して払い込む保険料が当月分を含めて3か月分以上であるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 2. 保険料の払込みを要しなくなった場合に一括払いの保険料中翌月^[2]以後の分があるときは、一括払いの保険料から当月^[3]までの期間および契約内容に対応する一括払いの保険料相当額を差し引いて精算し、保険契約者^[1]に払いもどします。

7. 保険契約の復活

第22条

- ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。
- ② 会社が復活を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から、復活後の保険契約における責任を負います。この場合、その責任開始の日を「復活日」とします。
1. 延滞した保険料を受け取った時
 2. 告知が行われた時

8. 保険契約者の住所等の変更

第23条

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとしします。

9. 契約内容の変更

第24条（保険金の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険金を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② 保険金が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第25条（払済保険への変更）

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込みを中止し解約返戻金を充当して、保険契約を払済保険に変更することができます。ただし、変更後の死亡保険金額が会社の定める金額を下回る払済保険への変更はできません。
- ② 払済保険の保険期間は原保険契約の保険期間の残存期間とし、その死亡保険金額は解約返戻金を基準として定めま

第26条（保険期間および保険料払込期間の変更）

保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。

第27条（保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）の変更）

保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）を変更することができます。

[1]



補 則 欄



第21条補則

- [1] 保険金の支払いの際は、保険金の受取人とします。
- [2] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込みを要しなくなったときは、当月とします。
- [3] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込みを要しなくなったときは、前月とします。

第27条補則

- [1] 保険料月払契約についても、第18条（保険料の払込方法（経路））第1項第2号の払込方法（経路）への変更を取り扱います。

第28条（通知による保険金の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、死亡保険金の支払理由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。^[1]
- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第1項の通知が会社に到着する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第29条（遺言による保険金の受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払理由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。^[1]
- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第1項および前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の法定相続人^[2]が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第30条（死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い）

- ① 死亡保険金の支払理由の発生時以前に死亡保険金受取人^[1]が死亡した場合は、その時以後に死亡保険金受取人の変更^[2]が行われた場合を除き、次に定めるところによります。
 1. その死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（以下本条において「承継受取人」といいます。）とします。
 2. 承継受取人が死亡した場合には、死亡した承継受取人の死亡時の法定相続人を承継受取人に加え、死亡した承継受取人を承継受取人から除きます。
 3. 第1号において法定相続人がいない場合および前号において承継受取人がなくなった場合は、保険契約者を承継受取人とします。
- ② 前項の承継受取人が2人以上いる場合は、それらの者の受取割合は均等とします。
- ③ 死亡保険金受取人^[1]が2人以上いる場合は、それぞれについて第1項および前項を適用します。

第31条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

10. 保険契約の解約・解約返戻金額

第32条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第33条（解約返戻金額）

- ① 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数^[1]により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。



第28条補則

[1] 死亡保険金受取人以外の受取人を変更することはできません。

第29条補則

[1] 死亡保険金受取人以外の受取人を変更することはできません。

[2] 遺言執行者を含みます。

第30条補則

[1] 保険契約締結の際または第28条（通知による保険金の受取人の変更）もしくは前条により死亡保険金受取人となった最終の者をいいます。

[2] 第28条（通知による保険金の受取人の変更）または前条に定める死亡保険金受取人の変更とします。

第33条補則

[1] 保険料年1回払・年2回払契約の場合は、その払込年月数に応じた経過年月数とします。

- ② 解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。

第34条（債権者等による解約の効力等）

- ① 債権者等^[1]による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
- ② 前項にかかわらず、保険金の受取人^[2]が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、一定の金額^[3]を債権者等^[1]に支払い、かつその旨を会社に通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、第1項の解約の効力が生じまたは前項により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に保険契約が消滅した場合は、会社は、保険金等の支払金の限度で一定の金額^[3]を債権者等^[1]に支払い、残額があるときはその残額を保険金等の支払金の受取人に支払います。

11. 社員配当金

第35条（社員配当金の割当て）

- ① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次に定める保険契約に対して、利差配当を社員配当金として割り当てます。^[1]
1. 次の事業年度内に5年ごと応当日^[2]が到来する保険契約。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度内に保険期間の満了する保険契約
 3. 次の事業年度内に前号および転換以外の事由により消滅する次の保険契約
 - イ. 保険金の支払理由が生じて保険金を支払うことにより消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日^[2]から起算して1年を経過して消滅する保険契約
 - ロ. 保険金の支払い以外の事由により消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の5年ごと応当日^[2]から起算して1年を経過して消滅する保険契約
 4. 次の事業年度内に契約日から起算して2年および直前の5年ごと応当日^[2]から起算して1年を経過して保険金が減額される保険契約のうち減額される部分
- ② 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過したことその他の所定の要件を満たす保険契約に対して、社員配当金を割り当てることがあります。

第36条（社員配当金の支払い）

- ① 前条第1項により割り当てた社員配当金は、次の事業年度の契約日の年単位の応当日^[1]の前日までの保険料が払い込まれている保険契約^[2]に対して、次により支払います。
1. 第1号により割り当てた社員配当金
次の事業年度の5年ごと応当日^[3]以後保険契約者から請求があった時^[4]まで会社の定める利率による利息をつけ



第34条補則

- [1] 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。
- [2] 特約の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人を含み、保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
1. 保険契約者の親族
 2. 被保険者の親族
 3. 被保険者
- [3] 第1項の解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額をいいます。

第35条補則

- [1] 第3号ロに該当する保険契約については、第3号イに該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
- [2] 契約日の5年ごとの年単位の応当日をいいます。ただし、保険料払込期間満了後については、保険料払込期間満了の日の翌日およびその5年ごとの年単位の応当日をいいます。

第36条補則

- [1] 前条第1項第3号または第4号の場合は、消滅または減額する直前の契約日の年単位の応当日とします。
- [2] 保険料の払込みを要しなくなった保険契約および保険料前納期間中の保険契約を含めます。
- [3] 契約日の5年ごとの年単位の応当日をいいます。ただし、保険料払込期間満了後については、保険料払込期間満了の日の翌日およびその5年ごとの年単位の応当日をいいます。
- [4] 保険契約が消滅した場合はその時とします。

て積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに支払います。ただし、次の事業年度の5年ごと応当日^[3]に保険契約が消滅したときは、割り当てた社員配当金を保険金等の支払いの際に支払います。

2. 第2号により割り当てた社員配当金
保険期間の満了の際に支払います。
 3. 第3号または第4号により割り当てた社員配当金
保険金または解約返戻金等の支払いの際に支払います。
- ② 前条第2項により割り当てた社員配当金は、前項に定める支払方法に準じて支払います。
 - ③ 社員配当金は保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払いのときは、保険金の受取人に支払います。

12. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第37条

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を有します。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

13. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第38条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに前項の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第39条（年齢および性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、実際の年齢にもとづいて保険料、保険期間または契約日を変更し、過去の保険料の差額を精算します。ただし、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の取扱範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別にもとづいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

14. 請求手続き

第40条

- ① この約款にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。
 1. 保険金等の支払金の支払いまたは保険料の払込免除
 2. 契約内容の変更等
- ② 団体^[2]が保険契約者および死亡保険金受取人で、かつ、その団体^[2]から給与の支払いを受ける従業員が被保険者の場合、団体^[2]が保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[3]として被保険者または死亡退職金等^[3]の受給者に支払うときは、その保険金の請求の際、前項の書類に加え、次の第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。^[4]
 1. 被保険者または死亡退職金等^[3]の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等^[3]の受給者に死亡退職金等^[3]を支払ったことを証する書類
 3. 受給者本人であることを団体^[2]が確認した書類



第40条補則

- [1] 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。
- [2] 官公署、会社、工場、組合等の団体をいい、団体の代表者を含みます。
- [3] 遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
- [4] これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

15. 保険金等の支払いの時期・場所等

第41条

- ① 保険金等の支払金は、請求日^[1]の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。
- ② 会社は、保険金の支払いのために確認が必要な次表の場合において、保険契約の締結から請求までの間に会社に提出された書類だけでは次表の事項の確認ができないときは、それぞれその事項の確認を行います。^[2] この場合には、前項にかかわらず、保険金の支払期限は請求日^[1]の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 保険金の支払理由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める保険金の支払理由に該当する事実の有無
2. 保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払理由が発生するに至った原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号もしくは前号の事項、第16条（重大事由による解除）第1項第3号イからホまでに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約の締結 ^[3] の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結から請求までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次表の特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保険金の支払期限は、請求日^[1]の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
3. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 保険金の支払期限を第2項または前項の日とする場合には、会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を保険金の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項の支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の会社の責任によらない理由により第3項の事項の確認が終わらない場合には、会社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金の請求者に通知した上で、確認を継続します。
- ⑥ 第1項から第3項までにより定まる支払期限の後に保険金等の支払金を支払うこととなるときは、会社は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金等の支払金とあわせて支払います。
- ⑦ 前項にかかわらず、第2項または第3項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[4]は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。
- ⑧ 保険料の払込免除については、第1項から前項までに準じて取り扱います。

16. 時効

第42条

保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、行使することができる時から3年間これを行使しなかったときは、時効により消滅します。



第41条補則

- [1]前条の書類（必要事項が完備されていることを要します。）が会社に着いた日をいいます。
- [2]会社の指定する医師による診断を求めることを含みます。
- [3]保険契約の復活を含みます。
- [4]会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。

17. 契約内容の登録

第43条

- ① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 2. 死亡保険金の金額
 3. 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同じ。）
 4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込み（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額および高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額および後遺障害共済金と読み替えます。

18. 保険料の一部一時払いの特則

第44条

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定める金額の範囲内で、保険料を一時払いとすることができます。
- ② 一時払保険部分^[1]を含む保険契約については、次の各号に定めるところによります。
 1. 第1条（会社の責任開始期）における「第1回保険料」には、保険契約締結の際の一時払保険部分^[1]の保険料を含みます。
 2. 第6条（保険料の払込免除）および第20条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）は、一時払保険部分^[1]には適用しません。

19. 特則

第45条（保険契約を更新する場合の特則）

- ① 保険契約者から保険期間満了の日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかの場合には更新されません。



第44条補則

[1] 保険料の一時払いに対応する部分をいいます。

1. 更新日^[1]における被保険者の年齢が更新満了年齢^[2]に達するとき
 2. 更新前の保険契約が払済保険に変更されているとき
 3. 更新時に、会社が第3項第1号に定める保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② 社員配当金の割当ておよび支払いについては、次に定めるところによります。
1. 更新前の保険契約に対して第35条（社員配当金の割当て）第1項第2号により割り当てた社員配当金は、更新前の保険契約の保険期間の満了の際には支払わず、第36条（社員配当金の支払い）第1項第1号に準じて支払います。
 2. 更新後の保険契約については、第35条（社員配当金の割当て）の適用に際しては、「契約日」を「直前の更新日」と読み替えます。ただし、「契約日から起算して2年」とあるのは「直前の更新日から起算して1年」と読み替えます。
- ③ 更新後の保険契約については、次表に定めるところによります。

1. 保険契約の種類	更新前の保険契約と同一とします。
2. 保険期間	イ. 更新前の保険契約の保険期間と同一とします。 ロ. 前イにかかわらず、更新日 ^[1] から更新満了年齢 ^[2] に達する日の前日までの期間が、前イの期間に5年を加えた期間未満となる場合には、更新日 ^[1] から更新満了年齢 ^[2] に達する日の前日までとします。
3. 保険料払込期間	更新後の保険契約の保険期間と同一とします。 ^[3]
4. 第1保険年度における死亡保険金額	更新前の保険契約の更新日 ^[1] の前日における死亡保険金額と同額とします。
5. 保険料	更新日 ^[1] における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
6. 保険期間の継続	第3条（高度障害保険金の支払い）、第6条（保険料の払込免除）、第8条（死亡保険金を支払わない場合）および第13条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。
7. 第1回保険料の払込み	更新前の保険契約の第2回以後の保険料と同様に取り扱いします。
8. 適用する普通保険約款および保険料率	更新日 ^[1] における普通保険約款および保険料率を適用します。

- ④ 更新前の保険契約の保険料が一時払いの場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料を一時払い以外に変更することができます。この場合、前項第6号にかかわらず、第6条（保険料の払込免除）の適用に際しては、「責任開始期^[1]」を「更新日^[1]」と、「責任開始期以後」を「更新日以後」と、「責任開始期前」を「更新日前」と読み替えます。
- ⑤ 更新前の保険契約が一時払保険部分を含む場合、一時払保険部分については、次に定めるところによります。
1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険料を一時払い以外に変更することができます。この場合、第3項第6号にかかわらず、第6条（保険料の払込免除）の「責任開始期^[1]」を「更新日^[1]」と、「責任開始期以後」を「更新日以後」と、「責任開始期前」を「更新日前」と読み替えて適用します。
 2. 保険料の払込みが免除されているときは、更新されません。ただし、一時払保険部分の保険料の払込みがあった場合は、更新を取り扱います。
 3. 前号ただし書きの保険料は、更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
- ⑥ 更新前の保険契約が転換特約が付加された転換後契約である場合、保険契約のうち転換価格に対応する部分については、前項第2号および第3号に準じて取り扱いします。
- ⑦ 更新後の保険契約については、本条に定めがある事項を除いて前条までを適用します。
- ⑧ 第1項第3号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の保険契約を更新時に締結します。

第46条（年齢および性別の誤りの処理の取扱いの特則）

2020年3月31日以前に締結した保険契約については、第39条（年齢および性別の誤りの処理）第1項の適用に際しては、「会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。



第45条補則

- [1] 更新前の保険契約の保険期間満了の日の翌日をいいます。
- [2] 保険契約締結の際に、更新が満了する年齢として合意した年齢をいいます。
- [3] 更新前の保険契約の保険料が一時払いの場合を除きます。

別表1 対象となる高度障害状態表

「高度障害状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表2 対象となる障害状態表

「障害状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 上・下肢の用をまったく永久に失ったもの
「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 関節の用をまったく永久に失ったもの
「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭

もしくは人工関節をそう入置換した場合はいいます。

8. 手指の障害

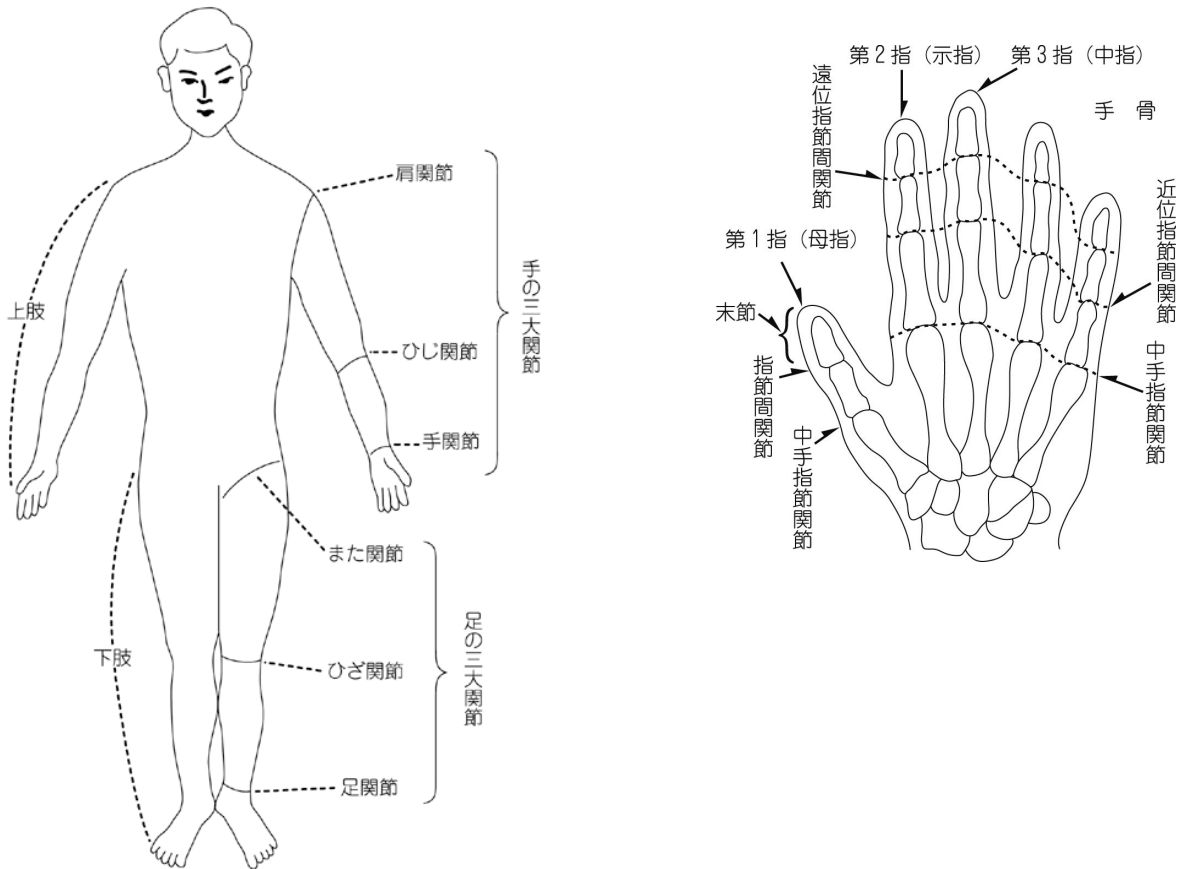
a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

9. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<p>次の症状の原因となった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎